

## 裁 決 書

審査請求人 岐阜県大垣市田町1丁目20番地1  
近藤 ゆり子

処 分 庁 岐阜県警察本部長

審査請求人が平成31年1月5日付けで提起した処分庁による公文書非公開決定（備総第690号）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成30年11月15日付けで処分庁に対し、「『岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと』につき岐阜県警察本部から警察庁に報告した文書」を内容とする公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 処分庁は、本件公開請求に係る公文書に関する情報は、これを公開することにより警察の情報収集活動の具体的な内容について明らかとなり、その結果、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第4号に該当し、かつ、当該公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書の存否自体を答えるだけで非公開情報を公開することとなるため条例第9条に該当するとして、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年12月3日付け備総第690号により審査請求人に通知した。
- 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、平成31年1月5日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「当委員会」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 当委員会は、本件審査請求を受け、条例第18条第1項の規定に基づき、平成31年1月11日付け岐公（総）第1号の2により、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した



ところ、令和元年8月8日付け答申第156号により、本件処分は妥当であると結論した答申を受けた。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求した公文書を開示する決定を求める。

##### (2) 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は概ね以下のとおりである。

###### ア 条例第6条第4号該当性について

岐阜県情報公開条例は、その目的からも公開することが原則であり、公開することこそが県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることになることから、非公開とすることはごく例外的に認められているのみである。

岐阜県警が積極的に警察法第2条第2項に規定された「不偏不党且つ公正中立を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならないこと」に対する疑義について、国民に説明する責務が全うされるよう努力するべきである。

###### イ 条例第9条該当性について

本件公開請求に係る文書は、国会での答弁において警察庁警備局長が存在している旨を明らかにしている。それがなぜ「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる」から「存否を明らかにしないで当該公開請求を拒むことができる」という話になるのか。

国会の議事録にあるとおり、岐阜県警察本部が警察庁に詳細な報告をし、その報告に基づいて「警察法と各都道府県の個人情報保護条例の規定に則り適正に取り扱っている。」と判断した、と国会で述べているため、報告文書は絶対に存在するのである。存在しているかどうか答えられないなど、ありえない回答である。

###### ウ 対象公文書の存在について

国会における国家公安委員長の、「大垣署の警察官が関係会社の担当者と会っていたという報告を受けております。」との答弁及び警察庁警備局長の「岐阜県警察より報告を受けておりまして、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。」との答弁がある。

同答弁によって国会でその存在を明らかにした文書について、なぜ「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる」などというのか。



情報公開の場面においても、県民の付託に応えるよりも警察庁の指示をそのままに決定するというのは、県民に対する甚だしい侮辱である。

## 2 処分庁の主張

### (1) 趣旨

本件処分は正当である。

### (2) 本件処分の理由

処分庁が主張する本件処分の理由は、概ね以下のとおりである。

#### ア 条例第6条第4号該当性について

条例第6条第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開情報と規定している。

警察がどのような情報を、いつ、どのように収集しているかなど、個別具体的な情報を公開することにより、公共の安全と秩序の維持を目的とした情報収集の着眼点、手法等について明らかにすることとなり、これを契機に情報収集活動の対象となっていることを前提として対向措置を講ずるなど、今後の情報収集活動の遂行に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第4号に該当すると判断した。

#### イ 条例第9条該当性について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

個別具体的な対象文書の存否自体を答えるだけで、大垣警察署が特定の事業について特定の企業と情報交換をしていたか否かについて明らかとなり、条例第6条第4号に規定する非公開情報を公開することとなるため、本件処分は正当である。

#### ウ 国会答弁について

審査請求人が本件公開請求に係る対象文書の存在を疎明する事情として示す国会答弁は、同文書の存在自体を明らかにしているものではないため、審査請求人の主張は本件処分に影響するものではない。

## 一理 一由

## 1 条例第6条第4号該当性について

本件公開請求に係る対象公文書は、「『岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと』につき、岐阜県警察本部から警察庁に報告した文書」であるが、その存否がわかることは、警察が特定の事業につき特定の企業と情報交換をしていたか否かが明らかになる。

警察の情報収集活動に関する情報には、警察が犯罪の予防、鎮圧又は捜査等を行う上で必要とする様々な情報が含まれているものと解されることから、その内容が情報公開制度によって何人にも公開されるとなれば、警察の情報収集活動の実態が明らかとなるため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、処分庁が、本件処分において警察の情報収集活動に支障が生じ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めたことは合理的な理由があり、違法又は不当な点は認められない。

## 2 条例第9条該当性について

本件公開請求に係る対象公文書の存否を答えることは、警察が特定の事業について特定の企業と情報交換していたか否かを明らかにする結果となり得ると認められる。すなわち、当該公文書の存否を答えることは条例第6条第4号の非公開情報を公開することになり得ると認められる。

したがって、処分庁が条例第9条に基づき、対象公文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否することに違法又は不当な点は認められない。

## 3 国会答弁について

国会議事録によれば、審査請求人が主張するように、山谷国家公安委員長は「岐阜県警大垣警察署と中部電力の子会社シーテックがこの風力発電施設建設をめぐって情報交換していたことは事実でしょうか。」との問い合わせに対し、「大垣署の警察官が関係会社の担当者と会っていたという報告を受けております。」と答弁している。また、警察庁警備局長は「大垣署の誰がシーテックの誰といつどこで会ったのか、それはどんな内容だったのか、山谷大臣には報告されているんでしょうか。」との問い合わせに対し、「岐阜県警察より報告を受けておりまして、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。」と答弁したことが認められる。

審査請求人は、この答弁から対象公文書が存在することを国会で明らかにしている旨を主張するが、「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと」についての報告文書が存在することを明らかにしているとは認められない。

## 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年9月4日

審査庁 岐阜県公安委員会

